

令和5年第4回

高森町議会 1 2 月定例会会議録

令和5年12月7日開会

令和5年12月14日閉会

高 森 町 議 会

1 2 月 7 日 (木)
(第 1 日)

令和5年第4回高森町議会定例会（第1号）

令和5年12月7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

2番 武田 栄喜君

3番 児玉 幸之助君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（8日間）

自 令和5年12月7日

至 令和5年12月14日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月7日（木）	本会議	議案審議
12月8日（金）	本会議	一般質問
12月11日（月）	本会議	一般質問
12月12日（火）	休会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
12月13日（水）	〃	議会広報特別委員会 議会運営委員会
12月14日（木）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第55号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 5 議案第56号 高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
改正について

- 日程第 6 議案第 57 号 高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 58 号 高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 59 号 高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 60 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 61 号 令和 5 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 62 号 令和 5 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 63 号 令和 5 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 64 号 令和 5 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 65 号 令和 5 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|----------|------|---------|
| 1 番 | 白石 豊和 君 | 2 番 | 武田 栄喜 君 |
| 3 番 | 児玉 幸之助 君 | 4 番 | 佐藤 武文 君 |
| 5 番 | 甲斐 節男 君 | 6 番 | 後藤 巖 君 |
| 7 番 | 牛嶋 津世志 君 | 8 番 | 後藤 三治 君 |
| 9 番 | 本田 生一 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (20名)

- | | | | |
|----------------|---------|----------|----------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 教 育 長 | 古庄 泰則 君 |
| 総務課長 | 岩下 徹 君 | 会 計 課 長 | 今村 親助 君 |
| 税 務 課 長 | 眞原 友紀 君 | 農林政策課長 | 芹口 孝直 君 |
| 健康推進課長 | 津留 大輔 君 | 政策推進課長 | 岩下 雅広 君 |
| 住民福祉課長 | 石田 昌司 君 | 建 設 課 長 | 住吉 勝徳 君 |
| 教育委員会事務局長 | 村上 純一 君 | | |
| 生活環境課長兼TPC事務局長 | 二子石 誠 君 | | |
| 建設課審議員 | 高崎 康誌 君 | 教育委員会審議員 | 石井 佑介 君 |
| 農林政策課課長補佐 | 土井谷 顕 君 | 税務課課長補佐 | 法花津 和明 君 |
| 政策推進課課長補佐 | 馬原 孝平 君 | 総務課課長補佐 | 植田 雄亮 君 |

財 政 係 長 木 村 允 哉 君 子 ども 未 来 係 長 楠 田 優 香 さん

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 緒 方 久 哉 君 議 会 事 務 局 主 事 吉 田 真 美 さん

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

定例会の開会にあたり一言御挨拶を申し上げるところでございますが、その前にですね、先般報道がございました、私の個人的な物損事故の件で大変町民の皆さま、そして議員の皆さまに御心配をおかけいたしましたことをお詫び申し上げたいというふうに思います。

公務外の時間であって、また公用車ではないということ、けが人が41名乗車されておりましたが1人もいなかったということ、現場から総務課長、役場に報告をして、現場に総務課長も直行していただいたこと、職員も対応していただきました、そして同時に町議会、つまり町議会議長への詳細な報告とJR九州への謝罪というところを順を追ってさせていただいたところでございます。

1点わからなかったのが、次の列車、その次の列車、2つが運休になりますので、通常であれば非常に乗車数少ない時間帯の列車でございますが、チケットが売れた枚数及び経費の数というところは、これはJRが把握しているだろうということで、ぜひ、誰にどのように謝罪をしたほうがいいのかということでJR側に、ぜひ被害の内容を教えてくださいとお願いをいたしました。なかなかJR側はしっかりそこは調査して報告をいたしますということでございましたので、週末を挟んで翌週になった次第でございます。行政としては、ホームページも含めて翌週には出しております。

また、事故の内容は、高森で例で例えて言いますと、下町の踏切の半分ほどの小さな踏切、1車線の踏切でございます。そして、御宮の参道の中にある踏切は熊本でもほぼないというところございまして、踏切の手前で一旦停止は私も行います。踏切を出たところでもう1回一旦停止をしなければいけないという、非常に変則的な踏切でありまして、逆に言いますと、踏切を出た車が停まりますので、前が詰まってしまうというところで、後ろに出ようと思いましたがもう下がってきたというところでございます。

ただ最終的には、24時間公務員さんは公務員であるということ。特に私は組織の一番上で、職員の皆さんと共に頑張らせていただいておりますので、公的な立場の人として、公務外であろうが公用車でなかろうがなるべく早く、要はマスコミのほうにお伝えすればよかったかなというふうに思っております。職員としては、全てきちんと処理をしていただいていたということで、職員には何も瑕疵もござい

ませんし、きちんと組織として対応をしていただいていたということを御報告をさせていただきますたいと思います。

また、同時に、踏切の事故は本当に多くあります。ぜひ、私もこれを機に、気を引き締めて運転に努めてまいりたいと思いますし、町民の皆さま、議会の皆さまも、ぜひ、特に交通量が増えてくる季節でございますのでお気をつけになられていただきたいというふうに思います。

それでは、開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

一月を、切る、残るところになりました。まずは、昨日の報道で大変びっくりいたしました。蒲島郁夫熊本県知事が不出馬というところを御表明になられたということです。まずは16年間、熊本県のため、つまり県民のために引いては高森町民のために県のリーダーとして引っ張ってきていただいたこと。そして、御享受いただいたことに関しまして心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

知事は、非常に阿蘇に強い思いを持たれております。世界農業遺産、世界文化遺産、ホップ・ステップ・ジャンプと。そして、確かに、つまり利益のところをどんどん地域が頑張ってもうかっていくことも大事であるが、一方では、この阿蘇という環境を世界でたった一つしかないこの阿蘇という環境を、ぜひ後世に、このままの形でできるだけ残していかなければいけないという強い思いを持たれておりました。熊本地震の後も、その前の九州北部豪雨災害、熊本地震、県南豪雨災害、一緒に私も知事と一緒に、幾度となく上京をさせていただいて、そして、協議を重ねてきて、本当に、私たちの地元の話を実際に聞いていただける優しい、そして懐が深い知事でした。今回、御勇退ということで、寂しい気持ちがありますが、ぜひとも蒲島知事がこれまで引っ張ってこられた県政、そして、このまだまだ残っている課題も多々ございますので、この課題を、県民の方が、なるほどなと思えるような解決の仕方、もしくは説明の仕方ができられるリーダーの方に引き継いでいただきたいというふうに思っております。

今回、御挨拶の中で政策的なことを述べたいと思っておりましたが、先に一つ、二つ御報告をさせていただきますたいと思います。

これは、議員さんたちの力、そして御協力もお借りいたしました。今までどうしでもできなかったことが今回できました。それは阿蘇郡市7市町村が一つの要望を熊本県知事、つまり熊本県に一つの要望を合意した上で出す形ができたということで、阿蘇市町村会長としてまとめさせていただきました。その要望というのは、県が28年ぶりに更新、新しく策定いたしました、熊本県新広域道路交通計画阿蘇管内の計画です。報道にも大きく昨年載ったと思いますが、つまり高千穂から阿蘇へ、山都から阿蘇へ、中九州横断道路と九州道、今、嘉島越えてるこのジャンクション

ですね、ここを結ぶこの縦の軸、これが熊本県新広域道路交通計画として昨年発表されましたが、この道路を現在構想道路です。構想道路になっております。これを一つ上、もしくは実現に向かって阿蘇郡市の自治体が一つの要望と一緒にやると。つまり、そこを納得して要望していくということ、これは大変大きなことでございます。それぞれ自治体お立場がありまして、なかなか良いことだけど、じゃあ全員でというところまでには至っておりませんでした。今回、このような文書として熊本県知事宛、そして、熊本県議会議長宛に出すことができました。構想道路として県がしっかり位置づけた道路、この2本の道路、この道路を後世の世代に必ずやりとげなければいけません。私たちの世代ではないかもしれませんが。ただし、こうやって7つの自治体、阿蘇市を含む7つの自治体が一つになって一つのことを要望するという大きなことができたことは大変大きいことかなというふうに思っております。ぜひ、今後、阿蘇市町村議会も同時要望でございますので、高森町議会の皆さんの御協力、バックアップをお借りしたいというふうに思っております。

また、もう1点、大変、これは課題事項としてありましたが、現在、中山川のほうで国の直轄砂防事業が行われております。この砂防事業に関しては、高森町内歴史上初めての国の直轄事業ということで行なわれておりますが、中山川が2本ですね。この2本では南在、津留の一部、横町、上在のこの現在レッドゾーンに入っているところの解消が2本ではできません。ですので、もう1本ここをどうしてもやらないといけない。つまり計画を国に作っていただいて必要性を聞いて、そしてそれを予算化していかなければいけないということで、冬野地区の方も、大変御要望を、議員さんも含めてなされておりますが、現在、設計のほうに入らせていただきました。そして、これは来年度も予算がこの補正も含めてついてきます。実現するというふうに断言してよろしいのではないかなというふうに思います。このことによって、後継者として帰ってきて家を建てるにいくとか、そういうことが解消できるようになるのではないかな。そして、安心して暮らせるようになるのではないかなと、高森小学校出身のOBの方が、小学校が将来どういう形になるのが、ここで学んだという思い入れがきっちり残っていける。別にレッドゾーンではないと。ここで何をやってもいいというゾーンに、必ず私たちの世代でやっとなければいけないということで、この中山1、2とは別の予算というところで、予算獲得ができたことを御報告をさせていただきたいと思っております。

もう1点、これも長く課題になっておりました掛干線のこの工事に関してでございますが、大変急なお願いにも関わらず、国のほうが国の補助金の採択事業として載せていただいたということで、これで今まで雨が降ったときに、本当に地域の方総出でやっていたたかとは思いますが、これも少しは解消、100%はいか

ないかもしれませんが、解消できるようなそのような事業に持っていきたいというふうに思っておるところでございます。予算がつきましたので、補助金がつきましたので、なるべくペースを上げてやっていきたいというふうに思っております。

また、インフルエンザが警報レベルですので、ぜひとも、これから忘年会等人的の出入りも激しいですので、町民の皆さまもお気をつけになっていただければと思います。

コロナの予防接種に関しましては、高森町は特設会場で約2年半に渡って集団接種を行ってまいりましたが、11月30日をもって集団接種は終了をいたします。国側からの指導のもと、個別接種へ切り替えるというところでございます。

また、先般の、10月の臨時会で御承認いただいた予算の中で、町民一律5,000円の商品券を配付する事業がございますが、各店舗の御協力をいただいて12月1日から利用開始をさせていただいております。そして、来年の2月15日までの利用期間をいただいております。先月、11月下旬から、町民の皆さまには商品券を郵便で送っているところがございますが、配達記録の関係でまだお手元に届いていない御家庭もあるかと思いますが、今しばらくお待ちいただくようお願いを申し上げます。これから灯油代も必要になってくる。特にひとり暮らしの高齢者の方は、本当にこの寒さに対してというのは本当、これは命に関わる課題でもございますので、ぜひとも、冬に必要なものを揃えていただく一つに、一部になればというふうに思っております。

そして最後に、昨年度は通いの場全国フェスティバルで最優秀賞を受賞いただきましたが、今年度は、厚生労働省が「健康寿命をのばそう！アワード」、つまり全国この大会で、厚生労働大臣最優秀賞を、熊本県高森町が受賞したことを御報告をさせていただきます。介護予防の拠点となる公民館改修が非常に効果があります。また、その改修後どういう活動をしているのかというところをほかの地域の住民の方、町民の方が見る情報の共有、そしてこれはいいと言われる情報の共感に関してたかもりポイントチャンネル、非常に有効でございました。

また、何といたっても、健康推進課の職員の皆さん、そして健康推進支援員さん、そして駐在員さん、民生委員さん、そして参加していただいた地元の住民の方々の活動が全国でトップという高い評価をされたものでありまして、素直に大変うれしい、そして、大臣のほうにも、厚生労働省のほうにも、本当にこれからも引き続き継続していかなければ意味がないことなので、持続可能な通いの場というところをテーマに今後も職員一同頑張っていきますということをお伝えをいたしました。

見た目としては最優秀賞大変いいことです。そして、質としても要介護認定率が高森町は非常に高かったわけでございますが、現在は全国平均や熊本県平均をどん

どん下回ってきている状態でございます。これが継続できるように、現場一同、私も含めて、本気で頑張っていきたいというふうに思っております。

本定例会でございますが、条例改正等補正予算の議案11件でございます。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）はい、ありがとうございます。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回高森町議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、武田栄喜君、3番、児玉幸之助君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、11月7日に行われました議会運営委員会において、本日から12月14日までの8日間と決定しておりますが、これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。よって、会期は本日から14日までの8日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

9月定例会後に行われた諸般の報告を各委員長からお願いいたします。

まず、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、後藤巖君。

○議会運営委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

議会運営委員会から閉会中の委員会の報告をいたします。

11月7日午前10時より、第3、第4委員会室にて本定例会の会期日程を協議し、12月7日から14日と決定、一般質問の通告期限を11月30日午前中と決定しました。

他の議題につきましては、元上色見小学校校舎及び土地契約の件を協議、この件

につきましては、所管の総務文教常任委員会にて審議、全議員に報告するという形を決定いたしました。

12月1日午前10時より委員会を開催し、一般質問の通告書が7名の議員より提出され、一般質問は通告順とし、3番、児玉幸之助議員、6番、後藤巖、8番、後藤三治議員、5番、甲斐節男議員、1番、白石豊和議員、この5名が12月8日に一般質問します。引き続き、12月11日月曜日に、4番、佐藤武文議員、10番、佐伯金也議員が2名一般質問をするということに決定しました。

また、本定例会の議案内容を審議しました。議案が11件が上程されております。内容につきまして、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号につきましては当日採決、議案第59号につきましては総務文教常任委員会へ付託、議案第60号は当日採決、議案第61号、令和5年度高森町一般会計補正予算については両委員会に付託、議案第62号から議案第65号まで各特別会計補正予算については産業厚生常任委員会へ付託することと決定しました。

また、陳情が5件受付されておりますが、この5件につきましては、議員配付とし、審査を行わないものと決定しました。

9月定例会の諸般の報告にてこの議会基本条例や各規則、基準などを精査しておりましたが、この現状にそぐわない点につきまして一定の期間をもって問題を洗い出すということにしております。

本日、先ほど申し合わせで全議員にその旨を伝え、来年行われます初議会のときまでに一旦全員で情報を共有して、問題点を洗い出して、来年度3月定例会、令和6年度の第1回の定例会にはその基準にて議会運営をしていくというような形の予定にしております。

また、先ほど元上色見小学校の跡地の契約についてのことにつきましては総務文教常任委員長より委員会の報告がある予定です。

これをもちまして、以上、議会運営委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）おはようございます。続きまして、6番、後藤です。

総務文教常任委員会の諸般の報告をいたします。

10月31日午後2時より常任委員会を開催しました。今回は予算化されている学習支援センターの取り組みを行っている一般社団法人s o lを視察、中山代表以下構成委員と質疑・応答をしました。委員全員の出席、随行者として教育委員会よ

り2名、議会事務局より1名参加をしております。場所は元上色見小学校校舎、その周辺地区及び施設で行っております。

この視察におきましては、この多様化している教育のスタイルに対し、学校側でカバーしきれない部分、これを学校側と連携を取りながら支援をしている。そして、この自然を生かした環境、これをもって保護者の方々からいろいろお手伝いもいただきながら取り組みに賛同されている皆さまが手伝っている姿、こういうものが確認されました。また、その話し合いの中で移住者が3組いらっしゃったという報告も受けております。この幅広い教育や子育て支援、この面より、例えば移住・定住が進めていける可能性、これを感じた次第です。

また、この事業を例えば、本来は行政が取り組むべき事業だとは思いますが。ただこれを行政が取り組めば、例えば莫大なるコストもかかることが想定できる。そして、人員がきっちり配置できるかという難しい問題、これに直面するかと思います。その点でこのように外部の企業がしていただけるということに関しては、今取り組んでいっている段階ではありますけども、必要な部分ではないかというように考えております。

様々な教育スタイルや教育支援、これが整備されれば高森町は幅広い受け皿を持つ町と認識されること。これにつながると印象を受けました。

また、運用にあたりましては、学校と連携、情報の共有をしつつ、より豊かな学習環境の構築を一般社団法人s o lと教育委員会のほうにお願いをしております。

次に、11月27日に委員会を開催しました。12月定例会の補正予算にあがる議案説明や事業報告を所管各課より説明を受けました。先にこういうヒアリングをすることによって、本定例会中の常任委員会にてより深い審議ができることを目的とし、説明を受けております。この本定例会準備の最中、課長をはじめ、課長補佐、係の出席いただきまして、さらに丁寧な説明をいただきましたことを感謝したいと思います。

その中でヒアリングで印象に残ったものとして、高森町多目的広場整備工事業業があげられます。これは県立高森高校第2グラウンドを購入し、その後、ナイター等を備え、広場として活用する事業となっております。少雨の雨でも使えなくなる既存のグラウンドに代わり、水はけ整備を行い、ある程度の雨でも対応可能になる。災害時には災害公営住宅の用地や仮置場にも使用できる。車中泊に対応する駐車場、備蓄倉庫も整備する予定と。あと一番大事な財源につきましては、有利な起債として緊急防災減災事業債を活用するという説明を受けております。すごく盛りだくさんな多目的広場になる予定と感じました。

ただ、この事業に対して、例えば、ナイター設備の話等も出ましたけども、近隣

住民への説明が必要ではないかという点や、当然その運用に関しての条例制定、作成が必要ではないかという意見が出されております。これにつきましては、本定例会中の委員会審査で審議を進めていきたいと考えております。

最後に、先ほど議会運営委員長のほうから話がありました、元上色見小学校校舎の契約の問題についてです。

これにつきましては、近隣町村から契約の不備があるという記事が出たことは皆さん新聞報道等で見られたかと思えます。それに伴いまして一度高森町の契約状況も見なければいけないということで議会選出の監査委員が契約書の見直しを行っております。その中で、この今上色見小学校校舎の契約、校舎の譲渡契約、そして土地の賃貸契約、これを見直したところ、相手法人が既に閉鎖に入っているというような報告を受けました。これにつきましては、現契約では、契約者がその契約を終わるときには建物を壊して、さらに更地にして返すというような契約が書かれておりましたが、この校舎は付近の市町村にない歴史のある建物であり、町が例えば有効利用する意志がある。そして、地域の皆さまが地域のより所としての活用も同時にできるのであれば、一旦この契約は解除をして、町に返還していただく、お返しいただくということが望ましいということが総務文教常任委員会の委員全員一致の意見でございます。

問題としましては、今後の契約においてこのような事例を避けるためにも、やはり今現契約、これの見直し、そして契約者との話、報告義務等を徹底するということが考えられます。ですので、総務文教常任委員会としましては、一旦解除をしていただいて、町に建物自体をお返しいただくというところを決議しております。

これを報告いたします。

これから職員の皆さまには手を取らせることも多々あろうかと思いますが、委員会活動を通じ、町民の安全、福祉、防災、教育に寄与できるよう活動を続けていきますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、後藤三治君。

○産業厚生常任委員長（後藤三治君）おはようございます。8番、後藤です。

産業厚生常任委員会の諸般の報告をいたします。

9月定例会終了後、閉会中の産業厚生常任委員会を11月22日午後1時から第3、4委員会室で、建設課関係の町道の改修と要望の現状、町道西原日野峠線、町道天神月廻り線の進捗、簡易水道特別会計の企業会計移行について、課長、審議員、

担当係長出席の上、協議いたしました。

特に簡易水道特別会計の企業会計移行については、本年度中に移行準備を行い、令和6年4月1日に移行予定であった事業が諸事情により1年延期となったことや本定例会で追加の補正予算の計上が必要との説明を受け、協議を行った結果、今回の企業会計移行問題は、今後の本町の水資源問題に関わることから産業厚生常任委員会のみでなく、水資源対策特別委員会への報告が必要と決し、水資源対策特別委員会の開催を要請いたしました。

次に、産業厚生常任委員長として、11月16日、高森町新規就農者総会、20日、高森町農業振興地域整備協議会、27日、高森町景観審議会、12月4日、第9期高森町高齢者福祉計画、介護保険事業計画に係る推進委員会に出席し、農業、景観、福祉につき意見を述べさせていただきました。

以上で、産業厚生常任委員会の閉会中の諸般の報告といたします。

○議長（牛嶋津世志君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、後藤巖君。

○議会広報特別委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。閉会中の議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会を10月12日、19日、26日、30日に開催をいたしました。議会広報「絆」第90号は、11月7日に発送完了をしております。9月定例会にて報告した座談会を今後開催し、2ページにわたり掲載をしております。本号より印刷会社に変更になったとかということもございまして、多少ドタバタした点もあり、一部誤字脱字がありましたことをお詫び申し上げます。

これからは議員が参加した催しなど体験談等も載せて、より町民の方が手に取りやすい広報紙作りをしていきたいと思っております。町民の皆さまにはぜひ手に取っていただき、お読みいただけたらと思います。

以上で、議会広報特別委員会の報告を終わります。以上です。

○議長（牛嶋津世志君）次に、監査委員の報告をお願いいたします。監査委員、佐伯金也君。

○監査委員（佐伯金也君）おはようございます。10番、佐伯でございます。

9月議会終了後から本日までの間に監査委員、毎月例月出納検査をいたしておりますけれども、10月の24、25の3日間、全国町村監査委員研修会が、昔は渋谷公会堂と言っていたんですけれども、LINE CUBE SIBUYAというところで開催をされております。そこで監査委員を長くやられた方の表彰、そして研修会等が開催されました。研修会の研修の課題と申しますか、一つ一つにつきましても、町村における内部統制と監査、DX進展に着目してという一つと、二つ

目が監査の事務手続きについて。そして、翌日、10月の25日、3点目でございますが、住民監査請求についてということで、3項目の研修がございました。

監査委員というものは今から先非常に多業種にわたって行政がやることを見ていかなければならないんだなということを感じをいたしました。それと監査の事務手続き等についても様々なリスクであったり、今から見る先は役場の中だけでなく、財政援助団体等の監査もしていかなければならないというようなことも研修の中で報告がありました。

それと、あとDXという言葉が出されております。総務省等が出しておる町村における内部統制と監査、DX進展に着目してということでございましたけれども、このDX、DXって簡単に言うんですが、この意味がなかなかわからない。研修の中でデジタルトランスフォーメーションということで、横文字で言われました。これを片仮名で読めばまたわかるかなと思ったんですが、このデジタルトランスフォーメーションと言われてもまたこれもわからない。それでまた説明を聞いておりますと、今、高森町がやっておるICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることということでございます。高森町の住民はICTという言葉については、皆さん聞き慣れております。しかし、ここでまた横文字が出ております。ICTと聞き慣れているんだけど、子どもが学校や教育を受けていないところの高齢化の方たちは、このICTとは何ぞやということになります。で、このICTとはということで、これをまたわかりやすく、わかりやすくはないかもしれませんが、日本語的にいきますと情報処理、情報通信に関する技術、産業、設備、サービスの総称であるというふうに書かれております。そういうわけで、高森町においてはICTが非常に進んでおり、そしてDXの進展も、推進もできつつある。ただ、今から先、我々監査委員が見ていくことは内部統制が十分なされているかどうか。町長が政策的な議論をし、政策的な指示を各局に出され、それを職員の皆さんたちが直接町民の皆さんたちと面して仕事をされる。その中から職員の皆さんたちがその動きの中で、町民から出された問題点やいろいろな話をスムーズに課長を経由して町長までたどり着かせているかどうか。この内部統制というものが今後においては大変重要である。この内部統制というのを効果的に発揮するのがDXの推進である。これがICTの活用であるということでございました。

住民監査請求等についても研修がございました。この件につきまして、私は一番反省する、反省というか感じたことは、監査委員がしっかりと行政外である事業等について行政監査、会計監査をやっているれば住民の皆さん方からのそういうふうな住民監査請求というのはなくなってくるんだというふうに私は自覚をいたしました。そういうわけで、職員の皆さん方には大変今後苦勞されることが多いと思います。

月に1回の例月出納検査、行政検査においては、より一層中身に入って皆さんたちがやられておることについてを監査をしてみたいと、そういうことを感じた10月の24、25の全国町村監査委員研修会で行いました。

以上、報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）はい、ありがとうございます。

ちょっと順番が逆になりましたが、ただいま産業厚生常任委員長の報告がございまして、水資源対策特別委員会を12月の1日のほうで開催されておりますので、水資源対策特別委員会の報告をお願いしたいと思います。

水資源対策委員長、本田生一さん、お願いします。

○水資源対策委員長（本多生一君）おはようございます。9番、本田です。

水資源対策特別委員会の報告を申し上げます。

12月1日金曜日午前10時40分より、場所、第3、4委員会室におきまして、委員全員出席のもと、担当課の建設課より課長、係長の出席を求め委員会を開催をいたしております。

先ほど産業厚生常任委員長のほうから報告がございましたけれども、このことにつきましては、産業厚生常任委員会だけでなく、議員全員で共有したほうがよかろうというようなことで、私のほうに水資源対策特別委員会を開催をしてくれというようなことで開催をいたしております。

議題といたしましては、高森町水道事業の公営企業会計移行に向けての現状というところで、担当課から説明があり協議を行いました。その中でも特にシステム導入業務例規整備業務委託料といたしまして12月定例会にて補正予算を計上するとの説明があり、その内容等について協議を行いました。公営企業会計移行については、会計の仕組みそのものが変わるため、職員は当然でございますが、議員についても見識を深め取り組んでまいりたいと思います。

以上、水資源対策特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第55号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、議案第55号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

○政務課長（眞原友紀君）おはようございます。議案第55号で提案いたしました、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築

するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の納税義務者または被保険者が出産する場合等に所得割額及び均等割額の減額措置を講ずるため必要な改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第55号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第55号、高森町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第55号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第56号 高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、議案第56号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）おはようございます。議案第56号で提案しました高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォンを使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の発行対応をするにあたり、条例の一部を改正するものでございます。

何とぞ御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第56号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第56号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立お願いします。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第56号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第57号 高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第6、議案第57号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）議案第57号で提案しました高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正されたことによるもので、条例中引用する条項の項の行を整理するとともに、こども家庭庁の設置に伴い、保育の内容に関する指針を定めるものが厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたため、条例の一部を改正するものでございます。

何とぞ御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第57号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第57号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立お願いします。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第57号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第58号 高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第7、議案第58号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）議案第58号で提案しました高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことによるもので、こども家庭庁の設定に伴い、保育の内容に関する指針を定めるものが厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたため、条例の一部を変更するものでございます。

何とぞ御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第58号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第58号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

[賛成者起立]

- 議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第58号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第59号 高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第8、議案第59号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

- 政策推進課長（岩下雅広君）おはようございます。議案第59号で提案いたしました高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、ふるさと応援寄附金を積立基金として活用するための事業項目の一部改正を行うものであります。具体的な改正内容につきましては、第2条第6項において、本年7月15日に全線運転再開を果たした南阿蘇鉄道の今後において永続的な運行に係る事業を加えるものとし、さらに、小・中学校をはじめとする学校で行われる教育全般において、振興及び充実に図る事業を新たに対象項目として加える改正としております。

なお、この条例改正によりましてふるさと応援寄附金を募る際の寄附金の使い道の項目も変更されることになり、ポータルサイトや寄附申出書の記載も変更されることとなります。

この条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから今回御提案するものです。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。はい、10番、佐伯金也君。

- 10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

高森町のふるさと納税は熊本県でも指折りの位置にありまして、大変皆さま方、国民の皆さんたちに御協力をいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

今回は永続的運行に係る事業ということで南阿蘇鉄道を加えられました。今後においてふるさと納税の返礼品の中に南阿蘇鉄道のトロッコ列車の往復乗車券とかいろいろな商品開発されたものが返礼品として加えられることも可能になってくると思いますけれども、その辺について今後の戦略どのように考えていらっしゃるか担当課長のほうからお聞かせいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

今後、南阿蘇鉄道の、トロッコ列車の乗車券とか返礼品に加えてはということですが、今現在、トロッコ列車の全線開通の際に、記念式典に御来場されたお客様に対しまして、トロッコ列車の模型等があったと思いますけれども、あの模型等も今返礼品として一応加えております。あと、今後、そのトロッコ列車の乗車券等も、乗車券ですので経費はかからないものでございますので、発送料等の経費がかからないものでございますので、積極的に活用させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ここで、しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）それでは、11時10分より始めたいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を続けます。

-----○-----

日程第9 議案第60号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第9、議案第60号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下 徹君）おはようございます。議案第60号で御提案しました高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和5年8月の人事院勧告及びその後の熊本県人事委員会勧告に基づき改正するものでございます。

今回は月例給と期末勤勉手当を引き上げるものでございます。月例給、つまり給料につきましては、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて引き上げるものでございまして、全体平均で2.7%の引き上げを行うものです。また、期末勤勉手当、つまりボーナスとなりますが、これにつきましては、6月と12月に支給されますが、合わせて年間4.4か月分から4.5か月分へと引き上げるものでございます。

詳細な改正内容につきましては、改正案の1ページ目、改正案の1ページ目を御覧いただきますようお願いいたします。

まず、期末手当に関する部分でございまして、6月支給分を100分の115から100分の117.5に引き上げ、12月支給分を100分の125から100分の127.5に引き上げる。また、勤勉手当を100分の100から100分の102.5へ引き上げるものでございまして、これらによりまして期末勤勉手当を年間4.4か月から4.5か月へと引き上げるものでございます。

また、月例給につきましては、別表の第1及び第2で改正をいたしますが、先ほども申し上げました、全体平均で約2.7%の引き上げということでございますが、特に若年層の上げ幅が大きく、高卒の初任給で約8%、1万2,000円の引き上げとなります。

施行期日といたしましては、令和5年4月1日に遡及しての適用といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

給与のアップについては、いろいろところで政府のほうからも給与アップと、ベースアップということがうたわれて、物価上昇に対して給与アップというのが追いついていかなければならないというふうにマスコミ、報道機関等でもよく話されておることを耳にいたします。

今、総務課長のほうから説明がありましたとおり、若年初任給においては8%、

1万2,000円ほど上がっておるということでございます。で、私も毎月毎月人件費等を見ております。その中において、いつも私が感じておるのは、民間の給与、特に今熊本県においては半導体関連工場が進出をされて、その企業の給料と公務員の給料を比べたときにどうかというのをいつも話をいたしております。昔は終年雇用、要するに、一度入ったら退職までその職場に奉職をするというのが当たり前のようになっておりましたが、今では自分の目指すもの、考えておる職場とちょっと違うということで意外と短期間でこの職を、今現在やっておる職を辞められて違う職に行かれる方、または自分で起業をされる方、そういう方たち、若手の皆さんたちが非常に多くなっております。町長が日頃から話しております高森町の職員の年齢の断層なんですけれども、非常にいびつであって、今や管理職の皆さんたちも40代の方たちが管理職にいらっしゃるということで、非常に職員の採用にも苦慮されておると思います。私が当初議員になったときには、全員管理職の方は私よりもずっと年齢が上で、退職前2年、3年、4年ぐらいで管理職にやっとなられた方たち、そういう方たちを見受けておりました。今は管理職になる。例えば、それから先、10年、15年、下手すればそのままやっていかなければならないというような年齢構造でございます。その中において、まだ今私がこの給与アップ等を見ても非常にその一般の民間の方たちからすれば公務員というのは魅力のない給与形態になってきておるんじゃないかなというふうに感じております。だからといって、じゃあ上げると簡単には言えないわけで、給与、人件費をどういうふうにして、また出していくかということもこれは財政の上で非常に難しい問題であると思います。昔は40年役場に奉職しますと退職金が3,000万円近くいただいておったわけでありましたが、今では2,000万円、40年以上勤めても2,000万円ちょっとじゃないかなと。それだけ退職金の額も減ってきております。だからこそ最後までこの役場で勤めようという若手の人たちが途中で給与のいい、報酬の高いことを考えて退職をされていく。若年でも退職をされておるとというのが現実であると思います。

ですから、今後においては、やはりそういうことも、他の産業とも見比べをしながら、やはり給与改定をやっていくべきだと思っておりますが、この給与改定においても人事院勧告が今はメインでございますが、ちなみに、熊本県人事委員会のメンバーの方たちの職業がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下 徹君）10番、佐伯議員の御質問にお答えさせていただきます。

熊本県人事委員会のメンバーの方ということでございますが、私のほうでは承知

いたしております。

○議長（牛嶋津世志君）はい、10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

以前、私も阿蘇広域行政事務組合の議会でもそれを聞いたことがあるんですが、要は、人事委員会が出す一応ベースアップ、要するに上げ幅というのを基本に各自自治体が自分たちの職員の給与を上げていかれるというのがこの自治体の人件費の出し方でございます。そういう中で、私はいつも思っておる。人事委員会のメンバーが役場のことをどのくらい知っとるんだろうかと。それを知っている人間がちゃんと給与の上げ幅を出されているのかどうかというのを非常に私は疑問に思っております。そういうわけで、ただやっぱり自治体としては、県の人事委員会を基本として考えなければならないということでもあります。ですので、号級等についてはそれは仕方ないと思いますけれども、今後においては何らかの手当等について、やはり働く職員の報酬でございますから、考慮をしていただきたい。ちなみに、通勤手当、燃料がですね、以前は120円、レギュラーガソリンでもそうだったんですが、ウクライナ侵攻以来、今は168円、高森町内でも。下手すると170円ということでございます。車出勤の人たちが今の現状の通勤手当で満足しておるかという問題も私はあると思います。ですから、今回の給与改定とともに、各手当の見直し等を要請をいたしまして、意見として述べさせていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第60号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第60号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第60号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第61号 令和5年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第10、議案第61号、令和5年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第61号で御提案いたしました令和5年度高森町一般会計補正予算（第5号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億9,449万5,000円を追加をいたしまして、予算の総額を86億7,852万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、デフレ脱却のための経済対策や有事の際の中心市街地における防災機能の強化としての高森町多目的広場改修工事、高森町民体育館の解体工事などとなっております。具体的な事業内容につきましては、予算書とは別にお配りをしております補正予算概要書をもとに後ほど御説明をいたしますので、準備のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、予算書の5ページをお開きください。高森町多目的広場改修工事について、年度内のこれは事業完了が見込めないことから、今回、繰越明許費の設定をさせていただきます。年度末には最終的な繰越額が判明することになりますので、全額を繰り越す予定ではないということを示し添えさせていただきたいと思ひます。

続きまして、6ページをお開きください。地方債の補正につきましては、今年度地方債を活用して実施する事業につきまして、熊本県と協議を行って、それぞれの限度額の追加と変更を行っております。

10ページからが歳入になります。その主なものを御説明をさせていただきたいと思ひます。

11ページをお開きください。第15款第2項国庫補助金につきましては、住民基本台帳システムや戸籍情報システムの改修に伴う補助金や道路新設改良に係る補助金等について計上をいたしました。国庫補助金、国からの補助金の予算総額は現時点で約4億4,500万円となっております。

続きまして、12ページをお開きください。第16款第2項、熊本県からの補助金、県補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の対応の地方創生臨時交付金のうち、デフレ脱却のための総合経済対策分として11月29日に交付上限額が示された分などについて計上をさせていただきました。熊本県からの県補助金の予算総額は現時点で約4億2,400万円となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。第19款繰入金につきましては、財政調整基金を2億6,645万6,000円計上をいたしました。金額が大きくなったこの理由といたしましては、今回、歳出で計上しております南阿蘇鉄道消費税貸付

金が一つ、もう一つが高森町民体育館の解体工事について一般財源を充当することによるものでございます。南阿蘇鉄道への貸付金につきましては、南阿蘇村との折半により事業費を算出しておりますが、財源につきましても南阿蘇村と同じく一般財源とするため財政調整基金からの繰入金として計上をしております。

この歳入に関しては、後ほど御説明をさせて、この南阿蘇村との折半のことについては後ほど詳細に御説明を差し上げたいというふうに思います。

町民体育館の解体工事につきましては、補助事業や地方債の対象外経費と、これ解体になりますので、全額が一般財源となります。

なお、今回、財政調整基金を大きく2億6,000万円弱取り崩す予算となっておりますが、この年度末に向けて地方交付税が確定してきます。それに伴い、この2億6,000万円の部分は大きく減額するものと私自身は見込んでおります。

そのほか、今回、歳出で計上しております各事業の財源とするため、ふるさと応援基金等々を、3つの基金から合計2,839万円を繰り入れ予定としております。

続きまして、15ページからが歳出になってますが、それを、主なものについて御説明をさせていただきたいと思います。

今回の歳出全般において人事院勧告に伴う給与改定、つまり人件費の補正を計上させていただきました。また、協力隊等の活動内容に伴う活動費の組替えなどを全体的に補正をさせていただいております。

続きまして、17ページをお開きください。第2款第1項第21目公共交通対策費において、先ほど申し上げました南阿蘇鉄道消費税貸付金として1億8,245万円を計上いたしました。こちらにつきましては、先ほど御説明を申し上げましたが、今年度、南阿蘇鉄道において車両2両の更新、つまり入替えを実施しておりますが、これは補助金がほとんど大半ついておりますが、支払い完了後の補助金精算となるため、一時的に資金が不足するというところで、本町と南阿蘇村において同額を貸し付けるためのものでございます。これ返ってくる。返済時期は国・県の補助金の精算が行われる令和6年の5月中旬が予定とされております。ですので、今回は歳出のみの計上となるということでございます。

23ページをお開きください。第4款第1項第7目新型コロナワクチン接種の対策費につきましては、これは集団接種の終了に伴い、各種経費が確定したことによる補正を行っております。

最後に、補正予算概要書について御説明申し上げますので、お手元に御準備のほどをよろしくお願いたします。

番号の1番を御説明を差し上げたいと思います。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金について御説明を申し上げたいと思います。こちらにつきまし

ては、デフレ完全脱却というところで総合経済対策として打ち出された事業でございます。住民税非課税世帯に対して、1世帯当たりさらに7万円を追加で給付するというので、7,252万円を計上いたしました。基本的な内容につきましては、議会のほう6月議会で計上いたしました1世帯当たり3万円を給付する事業と変更はございませんが、今回の経済対策において、対策の早期執行というところが上げられております。その趣旨を踏まえて、年内の予算化ということがこれはスピードが出ますので、そういう要請もあっておまして、今回、計上したものとなります。この財源、つまりお金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、デフレ脱却のための総合経済対策重点支援地方交付金として11月29日、先日、交付上限額が示された分を充当すると、それで払うと、給付するという予定といたしております。

続きまして、2番目の高森町多目的広場改修工事について御説明を申し上げます。こちらは県立高森高校の第2グラウンド、野球場のほうですね。これのほうを町で所得して中心市街地における防災機能の強化をも目的としたいというふうに考えております。車中避難やこれは災害が起きたときに高森町の場合は、非常にこの災害廃棄物の仮置場等々、もしくは仮設住宅の建設用地にも対応できる多目的な場所というところを整備しとかなければいざという時に間に合いません。なかなか、やはり町の外れよりも中心のところやはりわかりやすいということと、使いやすいということで、過去の災害の経験からもここは必要というふうに行政としては思っているところでございます。

また、今回の整備によってもともと非常にいいグラウンドで、要は暗渠も入っているグラウンドです。つまり水はけが非常によく、例えば、防災訓練等々も、消防訓練等々もできるような整備が県のグラウンドですからなされております。ですので、グラウンドとしての機能を損なわないように、普通ときは町民の方々が社会教育施設として使用できる事業を進めていくこととしております。財源につきましては、緊防災、緊急防災減災事業債を借り入れ予定としており、交付税措置を踏まえて現在私たちが考えている金額としては、町の実質的な負担は約5,000万円までは抑えられるという予定としております。

続きまして、3つ目の高森町民体育館解体工事につきまして御説明を申し上げます。こちらにつきましては、現在、一時閉館している高森町民体育館について解体を実施するため4,525万円を計上をいたしました。長年にわたり、町民の社会体育施設、もしくはほかのいろんな活動の場、そして防災的な倉庫の役割、そして、そこが町民の安心感として機能を果たしていただいた高森町民体育館について解体を余儀なくされるということは、本当に寂しさもございしますが、何といたしまして

計画をしていただいて実行していただいた当時の関係者の皆さま、そして、それ以降、町民の皆さまがそれぞれの立場で利用していただいて、管理をしてアドバイス、御協力をいただいたことに関しまして御礼を申し上げたいというふうに思います。やはり長年経てば施設は老朽化します。高森町民体育館のあり方につきましては、公共施設あり方検討委員会というきちんとした機関での議論もそうでございますし、中・長期にわたる今後の高森町の一つの課題として議論を続けてきておりました。令和5年11月に先ほど申し上げました、高森町公共施設あり方検討協議会から報告を私自身受けまして、今回、報告のように解体に踏み切ることといたしました。今後につきましては、法で定められているアスベスト調査を完全に実施したのち、解体工事に入る予定であり、現時点では年度末までに完了見込みとしております。

続きまして、4つ目の高森駅前賑わい創出物販車購入負担金について御説明申し上げます。これは3月に駅も完成する予定でございますが、このつまり南阿蘇鉄道、高森駅周辺再開発事業の完了を見据えた駅前の賑わい創出と町のさらなる活性化を図るために、町の高森町内の物産品のみを販売する物販車を購入する経費として400万円を計上をいたしました。物販車につきましては、駅前等に常駐し、町内の事業者の方が生産する物販品を販売する。イベントのときでのこの物販車を各地域が有効利活用していただく。また、有事の際は物品配付などの活用も想定をいたしております。よくいう民間の事業者がなされているキッチンカー等々、これは熊本県キッチンカー協会もありますが、民間とのそのキッチンカーとか物販車というのは、あくまでもほかからの品物を持ってきて、つまりマーケット、市場の方が欲しがるような商品を確かに持ってこられますし、クオリティが非常に高いです。ただし、町内にも物販をなされている商店もございまして、例えば、農産物もございまして。キッチンカーではなくて、実際売られている方でなかなか委託だったり、もしくは持って行って売りたいけど売ることができないと言われている店舗もございまして、もしくは、そういう農産物も売ってほしいんだけどどうすればいいのかなという問い合わせもありますので、やはり人が現在一番集まる、今後も集まる、その町の中心地であるそのポイントになる高森駅で物販すると。当然、駅内での物販も必要でございますが、あくまでも南阿蘇鉄道は利益を創出していかなければなりません。しかし、この高森町がやるこの物販車に関しては、別に町が、機構が儲かなければいけないということはございませぬ。品物を委託していただく町民の方が儲かっただけであれば、その商品が売ればいいだけの話ですので、非常にシンプルです。ですので、そういう物販車を購入して、例えば、各イベントの際にも出かけていけるようなやり方を行っていきたくと。そして、外部に商品を出すことによって、自分の商品が、もしくは自分のところで入れている商品をやはり

もうちょっと変えたほうが良いというところの、商いの一つの方向性の向上というか、考え方の向上にもつながってくるのではないかと、そのきっかけづくりとしてやりたいというふうに思っております。

この管理運営につきましては、高森観光推進機構で協力隊の方々もそうでございますが、機構の方々に行ってもらう予定としております。観光機構への負担金として観光機構が購入することで様々なこの展開が可能になるというふうに思っております。ですので、今回の形での計上とさせていただきます。財源につきましては、ふるさと応援基金からの全額繰入金を予定といたしております。

5番目、たかもり時空和ベース改修工事、これは寮ですね。これについて御説明申し上げます。次年度以降の県立高森高校の受入れ強化を目的として、町有学生寮を改修するという事で865万円を計上しました。こないだ建てたばかりなのに何の改修かというふうに思われると思いますが、これかなり大幅な入替えを行います。現在の男子寮と女子寮を入れ替えるというものであって、これに伴ってセキュリティとプライバシー対策を、衣類乾燥機をやはりこれ追加しなければなかなかこの現在の男子寮のところが女子寮になりますので、そこは絶対に必要ということとしておるところでございます。

7月に開催された県立高森高校の来年の4月入学のためのオープンスクールでは、昨年度よりも1.3倍の参加がございました。大変この興味を示されている生徒が多かったと、増加傾向にあるということと。また、私たちが思う県教育委員会、県立高森高校が思う以上に女子の志望者が多いということが現時点では判明をいたしております。受け入れ態勢の構築をさらに丁寧に進める必要があるということで、今回計上させていただきました。財源につきましては、こちらもふるさと応援基金からの全額繰入金を予定をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要の主なものを御説明をいたしました。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）はい。予算書の23ページ、新型コロナワクチン接種対策費、これにつきましては、先ほど冒頭にも町長が11月30日に終わると、終了するということで確定ということで予算が出されていると思います。これにつきましては、いち早く集団接種というシステム、スキームを構築してスムーズな接種に心がけられたということに関しては、一町民としても感謝したいかと思っております。ただ、この接種につきましては、やはりやっぱり接種されて不安に思っている方

等もこれからもやっぱりあると思います。ですので、この事業がとりあえずここで一旦終わりますと。終わった後、相談とか、窓口とか、そういうことに関して課として考えられていらっしゃるか、住民福祉課長にお尋ねしたいかと思ひます。

○議長（牛嶋津世志君）はい、住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）6番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、先ほど町長も申し上げましたとおり、町の集団接種に関しましては11月30日で終了しております。今回の新型コロナウイルスワクチン接種の秋開始接種ですが、今年度は3月31日まで接種期間が続きます。国・県のほうでも相談窓口に関しましては年度内、3月31日まで開設されてまして、町といたしましても引き続き住民福祉課のほうで保健師及び看護師のほうでワクチンの管理、あと病院へのワクチンへの配送、また、先ほど申された健康相談に引き続き対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）はい、6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）はい、ありがとうございます。

丁寧なこれからも説明ということ。あともよろしければTPC等もごさいますから今後についてというところあたりも課のほうから告知していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はございせんか。8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）8番、後藤です。

1点だけちょっとお伺ひしたいと思ひます。

先ほど町長のほうから概要書を使って事業の説明をいただきました。町民体育館につきましては、公共施設あり方検討委員会で答申を受けて、その回答をして今回事業実施ということで、これはまあいいんですが。その上の、高森町多目的広場改修工事、高森高校の第2グラウンドでございますが、基本的には災害時の対応を一番に考えるということで改修されるというお話でございんですが、通常時は町民は社会体育施設として利用可能ということですが、この内容を見ますと、概略部分には芝をはいで砂利を、そういう施設になるということであれば、どういった社会体育施設として活用できるのかというのが一つですね。

私どもはあり方検討委員会の中では、要するに、元々が野球場でございましたので、それが2面できるかできないかという議論もあった中で1面はできますよというお話だったんですが、砂利を敷いてしまいますともう野球はできない。ならほかにどういったスポーツができるのかというのがお示しをしていただきたい。せつか

くですのでこういう改修工事をする場合、できましたら青写真的なものを、こういう形で改修をするんだというお示しをしていただければなおよかったのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（牛嶋津世志君）はい、総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下 徹君）後藤三治議員の御質問にお答えしたいと思ひます。

どういった体育施設を予定しているかということでございます。まず、野球、ソフト、野球とか、軟式野球もそうですが、硬式野球もできるような形で、その前に整備の地面というか、そこは砂地での整備と、全面的な砂地での整備ということで予定しております。

それから、野球、硬式野球、軟式野球もそうですが、あるいはサッカー、そういった競技ができるようにそのポイントを設けてできるように準備をしたいというふうに考えております。やりたいときに、そのポイントにこう例えばベースを置けば野球ができるとか、サッカーであればその四隅にポイントとかですね。あるいはそのセンターラインとか、ゴールとか、そういったところにポイントを置くとか、そういったところでの予定をしております。ほかには、可能であればその中でできる競技であれば対応できるというふうに広々としておりますのでできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）はい、8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）はい、内容ちょっと見えてきましたが、先ほど言ったように、そういった青写真でもあればいいのかなと思ひました。

もう一つ、あそこに大きなバックネットがありますよね。あれもやはり撤去されるのか、野球をすとなればあれがなければもちろんできません。今言われたように、砂地化するということですが、砂地化で本当に大丈夫なのか。災害時、車が入ったり、車中泊する場合ですよ、災害というのは、要するに雨が降ったりなんかしたりした場合はやはり強固な地盤を保ってないと車も入れられないということであればそういった今言われたようなスポーツができるのかなと、そういったことを思ひましたので、全体的な青写真等があれば、理解ができたのかなと思ひましたので、質問をさせていただきました。

今お話があったように、いろんなスポーツができるということでもありますので質問しましたが、そのバックネット等も当然改修される場合は邪魔になるんじゃないかなと思ひましたので、その辺がおわかりであればお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（牛嶋津世志君）はい、教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）後藤三治議員の御質問にお答えいたします。

用途については、今総務課長が説明しましたとおりでして、冒頭、町長のほうからも御説明がありましたとおり、砂地ですが、暗渠施設がすごく充実しております、そういったところで災害にもしっかり使えるといったふうな判断をしております。

よその自治体の例を示しますと、西原村が災害が熊本市のときにとてもひどくて、あそこに村営のグラウンドがあるんですけど、やはり砂地のグラウンドでして何に活用されたかと言いますと、やはり災害廃棄物の一時仮置場、そういったところに利用されております。そういった他の自治体の例も参考にしまして、今回、こちらの多目的広場の改修を提案したところでございます。

以上です。

失礼しました。バックネットはそのまま残して使いますので、総務課長御説明のとおり、野球、ソフトボール、硬式・軟式野球使えますので、はい。現存機能を維持したまま改修したいと思っています。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）はい、4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）はい、4番、佐藤です。

私は2点お伺いをしたいと思います。

17ページ、戸籍住民基本台帳費の中でシステムの改修が3件あがってますけれども、これほとんど国庫補助と思うんですが、この改修を行うことによって町民または利用者のどういう部分が改善されるのか。そういう目的について伺いたいと思います。

もう1点、29ページ、災害復旧費で公共土木施設災害復旧費が550万円計上してありますけれども、補正額の財源内訳についてどのような理由でこういう数字になるのかを教えてくださいたいと。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）はい、住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）4番、佐藤武文君の御質問にお答えします。

今回、委託料としてシステム改修の経費をあげさせていただきました。内容なんですけれども、まず戸籍及び戸籍の附票に振り仮名を追加するため追加する機能を整備するために計上いたしましたのが一つと。

もう一つ、住民基本台帳システム改修、こっちはマイナンバーへの対応といたしまして氏名のローマ字表記等に係る住民基本台帳システムの改修に係る経費となっております。ですので、町民の皆さまには、そこまであまり関係はないんですけれども、戸籍及び住民基本台帳にそれぞれの追加を機能するために各システム改修の

経費を計上しているところです。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）佐藤武文議員の御質問に、追加で御説明をさせていただきたいと思えます。

今事務方的には、説明で構いませんが、住民にとって、この行政での戸籍、御自身にとっての戸籍というのは非常に大事なものであるということは議員さんが一番御存じだと思います。基本台帳も住民にとっては非常に大事なツールでございます。ですので、行政がより使いやすい、もしくは間違いがないようなシステム改修というのを常に心がけていきながら、そのことによって非常に安心な、安心していただけるような高森町の戸籍システムになることを目指した予算計上でございますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（牛嶋津世志君）総務課財政係長、木村允哉君。

○総務課財政係長（木村允哉君）佐藤議員の2つ目の御質問にお答えいたします。

予算書29ページの災害復旧費の財源内訳のところでは一般財源がマイナス436万8,000円となっているところについての御質問だと思いますけども、今回、歳出であげております中園老良原線の道路災害復旧工事、こちらの550万円につきましては、補助災害復旧費災を活用する事業になります。今回、歳入で単独災害復旧事業費債も180万円計上しておりますけども、その点につきましては、既に予備費で歳出のほうに対応しておりますので、今回、歳入のほうで合計620万円の地方債を計上しておりますけども、歳出は550万円のみ計上となっております。予備費で対応している分等がございますので、一般財源が430万円の減額というふうになっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）はい、4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）はい、4番、佐藤です。

町長にも補足をいただきましたけれども、振り仮名の追加というのは多分最近きらきらネームが多くて読めない名前が多いから振り仮名追加がされるのかなというふうに思いますし、ローマ字の表記というのは、外国人の方も多くなりましたのでそういうことで必要になったのかなと、今説明を聞きながら思ったところです。

それから、災害復旧費の財源内訳につきましては、予備費が執行してあったということでした。ありがとうございました。

○議長（牛嶋津世志君）はい、ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第62号 令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第11、議案第62号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）こんにちは。

議案第62号で提案いたしました令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から171万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,685万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第10款繰入金、1項1目一般会計繰入金を177万4,000円減額しております。これは保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う減額と、電算システム改修のための事務費繰出金の増額が主な内訳となっております。

続きまして、7ページを御覧ください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

第1款総務費、1項1目一般管理費、12節委託料に産前産後期間の国保税軽減に伴う電算システム改修費用として118万8,000円を計上しております。

続きまして、第9款諸支出金、1項6目その他償還金に会計検査による令和元年度療養給付費返還金として191万3,000円を計上しております。

最後に、第10款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第63号 令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第12、議案第63号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第63号で提案いたしました令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から35万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,660万8,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第3款繰入金、1項1目一般会計繰入金に保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う減額分として57万9,000円を計上しております。

続きまして、7ページを御覧ください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金に保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う減額分として57万8,000円を計上しております。

最後に、第5款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第64号 令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第13、議案第64号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第64号で提案いたしました令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算に177万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,018万円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第3款国庫支出金、2項7目事業費補助金に介護保険制度改正対応システム改修に係る補助金として52万8,000円を計上しております。

次に、第6款、1項4目その他一般会計繰入金に事務費繰入金として117万2,000円を計上しております。

続きまして、7ページを御覧ください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

第1款総務費、1項1目一般管理費、12節委託料に介護保険制度改正対応システム改修委託料として105万6,000円を計上しております。

次に、第2款保険給付費、4項1目高額介護サービス等費の増加見込み分として200万円を計上しております。

最後に、8ページの第8款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第65号 令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第14、議案第65号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）議案第65号で御提案いたしました令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明をいたします。

今回補正いたします主なものは、公営企業会計移行に伴う追加で発生する経費の補正となります。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,207万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,110万1,000円とするものであります。

続いて、7ページをお開きください。歳入の主なものを御説明いたします。

第6款諸収入として27万3,000円を増額しております。これは消費税申告に伴う還付金を計上しております。

第7款地方債として1,180万円を増額をしております。

続いて、8ページをお開きください。歳出予算の主なものについて御説明いたします。

第1款水道費の第12節委託料につきましては、公営企業会計移行に伴うシステム改修及び例規整備等に係る経費といたしまして1,189万1,000円を増額しております。

最後に、第4款予備費につきましては収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただき、決定いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 休会の件について

○議長（牛嶋津世志君）日程第15、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。12月12日、12月13日は、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、12月12日、12月13日は、休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後0時18分